

国民投票法と「民放連 放送基準」の運用について

平成30年12月20日

| | 法律・条文 | 発議前 | 発議以降 | 投票期日前14日から投票日まで | 投票日後 |
|----------|--|-----|---|---|------|
| 国民投票法 | <p>第百五条 何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、一般放送事業者等の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。</p> <p>第百条 この節及び次節の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> | | <p>国民投票運動は原則として自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国民一人ひとりが萎縮することなく自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要。 ●改正案への賛否の表明は政治的表現の自由として最大限尊重しなければならない。不当に侵害してはならない。 ●扇情的な広告が交錯するような事態については言論の自由市場で淘汰する。 | <p>国民投票運動CMは放送禁止 <理由> ●言論の自由市場で淘汰するだけの時間的余裕がないので環境整備が必要。</p> | |
| | <p>第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。</p> <p>第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 | | <p>放送事業者は自主・自律的に遵守している</p> | | |
| 民放連の自主規制 | <p>（「民放連 放送基準」抜粋）</p> <p>(11) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。</p> <p>(34) 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する。</p> <p>(47) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。</p> <p>(89) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。</p> <p>(96) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。</p> <p>(97) 番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない。</p> | | <p>放送事業者は放送基準（番組基準）を自主・自律的に運用・遵守している</p> <p>＋ それに加えて国民投票運動に対して以下の特別の対応</p> | | |
| | <p>加えて行う特別の自主規制と検討状況</p> | | <p>検討①「検討の前提」を決定：「国民投票運動CMの量の自主規制は行わない」（9月理事会で決定・公表）</p> <p>検討②「基本姿勢」の策定：憲法改正が発議された場合には、視聴者に対して番組とCMを通じて正確かつ多角的な情報を提供していくことが放送事業者の当然の責務であることを確認。（12月理事会で決定・公表）</p> <p>検討③「ガイドライン」の策定：国民投票運動CMの取り扱いに関する考査の「ガイドライン」（放送基準の細部を補足するもの）を検討。（継続中）</p> | <p>憲法改正に関する意見を表明するCMなどについても、国民投票法の趣旨（環境整備）に沿って取り扱わないことを推奨。</p> | |